

官報 号外

昭和四十一年三月二十二日

○第五十一回 衆議院会議録 第三十号

○昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

○議事日程 第十七号

昭和四十一年三月二十二日

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

午後二時七分開議

年法律第百五十七号の一部を改正する。
2 機械類賦払信用保険特別会計法(昭和三十六年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

この保険制度は、五年間の臨時措置として発足し、本年六月末をもって期間が満了することになります。そこで、現在までの実績を見まして、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は順調な発展を示し、一方、中小企業の設備近代化を進めるにあたって、本保険制度の意義は一そろなっておりますが、現在までの実績を見ましても、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は

第一条中「機械類賦払信用保険臨時措置法」を「機械類賦払信用保険法」に改める。

機械類賦払信用保険臨時措置法の理由

第一 機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案(内閣提出)

第三 総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案(内閣提出)

日程第三 総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を議題といたします。

機械類賦払信用保険制度を恒久的なものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

このような理由によりまして、本法を恒久法とするための本改正案が提出されたのであります。

なお、恒久法化とともに、法律の題名を「機械類賦払信用保険法」に改めることにしております。

本案は、二月九日当委員会に付託され、十六日

提案理由の説明を聽取し、三月十六日より質疑に入りました。その詳細は速記録を御参照願います。

かくして、三月十八日、質疑を終局して、引き続き採決を行ないましたところ、本案は多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

法律第百五十六号の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

附則
機械類賦払信用保険法

につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、機械類の割賦販売取引に関する国営設備の近代化並びに機械工業の振興に資することを目的として、昭和三十六年に制定されたものであります。

この保険制度は、五年間の臨時措置として発足し、本年六月末をもって期間が満了することになります。そこで、現在までの実績を見まして、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は順調な発展を示し、一方、中小企業の設備近代化を進めるにあたって、本保険制度の意義は一そろなっておりますが、現在までの実績を見ましても、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は

この保険制度は、五年間の臨時措置として発足し、本年六月末をもって期間が満了することになります。そこで、現在までの実績を見まして、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は順調な発展を示し、一方、中小企業の設備近代化を進めるにあたって、本保険制度の意義は一そろなっておりますが、現在までの実績を見ましても、機械類の割賦販売の普及に伴って保険業務は

なお、本案に対し、中小企業の設備近代化促進をより一層重視した運用をはかること、及び対象機種を拡大する方向で検討することの二点に関する附帯決議を付しました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を議題といたします。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

右
国会に提出する。

昭和四十一年一月十四日

内閣総理大臣 佐藤 瞳作

(この法律の目的)
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいふ。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

第三条 国家公安委員会及び建設大臣は、道路に

おける交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して總理府令・建設省令で定める基準

により指定された道路について、この法律で定めることに従つて行なわれる次に掲げる事業

をいふ。ただし、道路の改築(第一号イに規定する道路の改築を除く)に伴つて行なわれるものを除く。

一 都道府県公安委員会・道路交通法(昭和三十年法律第百五号)第百十四条の規定により

権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。

3 國家公安委員会及び建設大臣は、前項の規定

による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道

路管理者の意見をきかなければならない。

4 前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(交通安全施設等整備事業の実施計画)

5 前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(交通安全施設等整備事業三箇年計画に即して、

總理府令・建設省令で定めるところにより、協

以下同じ)が同法の規定に基づいて行なう信號機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

第四条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議に施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「交通安全施設等整備事業三箇年計画」といふ。)の案を作成しなければならない。

(交通安全施設等整備事業三箇年計画)

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、

令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

議により交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるよう定めなければならない。

3 国家公安委員会又は建設大臣は、第一項の実施計画が交通安全施設等整備事業三箇年計画に照らして適切でないと認めるときは、それぞれ都道府県公安委員会又は道路管理者にその変更を指示することができる。この場合においては、國家公安委員会及び建設大臣は、あらかじめ、相互に調整を図らなければならない。

(交通安全施設等整備事業の実施)

第六条 都道府県公安委員会又は道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

(費用の負担又は補助の特例)

第七条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第一号ロに掲げる事業に要する費用については、政令で定めることにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一をそぞの費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4 道路法第八十八条第一項の規定により国が道路に関する費用の全額を負担する道路については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第一項本文及び第二項本文、第五十六条並びに第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第八条 第五条第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長田村元君。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託、同二十三日提案理由の説明を聴取した後、地方行政委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議を進めたのであります。これが、この法律案を提出する理由です。

本案は、去る二月十八日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して井原岸高君より附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、全会一致をもつて可決されたのであります。

○田村元君 ただいま議題となりました交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車の著しい増加にもかかわらず、交通安全施設の整備がこれに伴わないため、交通事故が多発している現状にかんがみまして、人命の尊重、国民の不安の解消という立場より、緊急に交通の安全を確保する必要があることにより、交通安全施設等整備三カ年計画を樹立するとともに、これが実施に要する費用について特別の定めを行なう等、所要の事項を整備することにより、交通事故の防止をはかり、あわせて交通の円滑化に寄与しようとするものであります。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託、同二十三日提案理由の説明を聴取した後、地方行政委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議を進めましたのであります。これが、この法律案を提出する理由です。

かくて、二月十八日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して井原岸高君より附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、全会一致をもつて可決されたのであります。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

[報告書は本号末尾に掲載]

〔田村元君登壇〕

附帯決議の内容は、今後における道路整備事業と安全施設等の整備に関する基本的なあり方、及び本案による計画実施に際する地方財政への配慮等に關するものであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告いたします。(拍手)

官外(号)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右
国会に提出する。
昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

導、育成、保護及び矯正に關する事務のうち、他の行政機関の所掌に屬しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

第十五条第一項の表中央青少年問題協議会の項を次のように改める。

(青少年問題協議会設置法の一部改正)
第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七条)の一部を次のように改正する。
目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。
第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「五局」を「六局」に、「特別地域連絡局」を「特別地域連絡局」に改める。

第二章第一節中第九条の次に次の一条を加える。
(青少年局の事務)

恩給審議会	同和対策協議会
内閣総理大臣の諸間に応じて恩給に關する重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諸間に応じて恩給に關する重要な事項を調査審議すること。

青少年問題審議会	青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を改正する法律案
その権限に屬せしめられた事項を行なうこと。	その権限に屬せしめられた事項を行なうこと。

第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項、同和対策審議会の項及び住民台帳制度合理化調査会の項を削り、歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

第一条 総理府に、附屬機関として、青少年問題審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、内閣総理大臣の諸間に応じて、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策に關する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「前項第五号の」を削り、同条第四項中「前項」を削り、同条第五項及び第八項中「中央協議会」を「審議会」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条 审議会の庶務は、総理府青少年局にお

百八十七人」に改める。

附則第四項中「、産業災害防止対策審議会及び住民台帳制度合理化調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで」を削り、「昭和四十二年二月三十日まで」の下に、「恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を加える。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とす

いて処理する。

(地方青少年問題協議会)

第五条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附屬機関として、それぞれ都道府

県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協

議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協

議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協

議会」と総称する。)を置くことができる。

第六条 地方青少年問題協議会は、当該地方公

共団体における次の各号に掲げる事務をつか

さどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する

総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期すため

に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第七条第一項中「地方協議会」を「地方青少年問題協議会」に改め、同条第四項を削る。

第八条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

第十一条 中央協議会又は地方協議会を「審

議会又は地方青少年問題協議会」に改める。

附 則

〔報告書は本号末尾に掲載〕

(施行期日)

する。

(自治省設置法の一部改正)

2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号の五を削る。

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 大だいま議題となりました総理府設

置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、国の次代になら青少年の指導、育成等に関する施策を強力に推進するため、

本府の内部部局として新たに青少年局を設置すること、これに伴い、中央青少年問題協議会を青少年問題審議会に改めること、本府の附屬機関として恩給審議会及び同和対策協議会を二年間設置すること等であります。

本案は、二月十七日本委員会に付託、二月十八

年対策についての諸問題とし、名称を青少年問題審議会に改めること、本府の附屬機関として恩給審議会及び同和対策協議会を二年間設置すること等であります。

本案は、二月十七日本委員会に付託、二月十八

日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を

行ない、三月十八日、質疑を終了、討論もなく、

直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、自由民主党、日本社会党、民主社会党の

三党共同提案により、全会一致をもって、在外財

産問題の処理については、すみやかに結論を得る

よう、政府は特段の努力を傾注すべきであるとの

附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に

関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。農林大臣坂田英一君。

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

○國務大臣(坂田英一君) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の農山村におきましては、古くから入会林野等の利用が行なわれてきましたが、

今日なお、その面積は二百万ヘクタールをこえ、

全国の民有林野面積の一三%に及んでいるのであります。これらの林野の利用状況は、一般に粗放

であり、農林業經營の發展及び農山村民の所得の向上に十分寄与しているとは言いがたい現状であ

りまして、これによる国民經濟上の損失も少なくないと思われるのです。

のではない」と言い切つてゐることは、入会権者と入会林野の関係は法律以前の慣行として、また直接生活につながつた問題として、切り離すことができないものであることを物語つてゐると思ひます。

明治三十一年に施行されましたわが国の民法が、明治二十二年の市制、町村制施行に伴い実施されました入会山を市町村の公有財産として、その使用権だけを旧慣使用権として認めるといふ、いわゆる公権論的立場をつくがえして、入会権を民法上の物権なる私権として認めるといふ、私権論的立場を取り入れたことは、入会権がいかに地域住民の生活と密着しているかということを法制上立証するものでありますて、さらに民法上入会権については、各地方の慣習に従うといふ表現をしたことは、歴史的慣習といふものの存在を法制上尊重したものであつて、今日入会権の問題は、地域住民の生活と歴史的慣習を離れて考へることはできないと思ひます。

政府は、今回、このような入会林野の複雑、困難な現状認識の上に立ちながらも、なおかつ農林業上の利用を増進するといふ名目のもとに、二百萬町歩以上にのぼる入会林野を解体して、個別私権化を推し進め、協業化の方向に行政指導を行なうこと踏み切られたわけであります。が、わが国農林業の致命的な欠陥として指摘されている規模の零細性を克服するといふ、いわゆる構造改善的見地と、個別私権化による細分化とは相矛盾する

ものでありまして、個別私権化はあくまでも共同化への道程として考えられていることを、まず最初に明らかにする必要があると思ひます。(拍手)私は、そのような視点を前提として、以下、總理並びに閣僚各大臣に所要の質問を行ないます。

まず最初に、入会林野の近代化に対する基本的指導理念について、總理にお伺いいたします。

明治以降、わが国政府によつてとられてきた入会林野の整備は、貫して國または市町村の公共目的にいかにして対応せしめるかということであつたからといふので、入会権を主張する訴訟を提起した場合においては、この法律はどのように自動的にその利用形態が変化していくといふ原則を離れて、いわゆる上からの政策として推し進めようとしたところに問題があつたのではないかと思います。現に、入会林の今日的利用形態を見てみると、いわゆる入会による古典的な共用は全体の二三%に減少し、集団的直轄利用

村民側に立つたものでなかつたことがその特徴であります。が、このたびの法律案では、農林業上の利用を増進することを目的に権利の近代化を行なおうとするもので、従来の整理の方向とは違つておこなわれますけれども、國及び都道府県

がこれらを指導する場合、近代化の方向とは、農村山民の経済的基盤の確立でなければならないと考えますけれども、總理の基本的指導理念をこの

考えますけれども、總理の基本的指導理念をこの

不動産の登記あるいは税金等を排除することで足りるのであって、それよりもむしろ先んじて國が考えなければならないことは、農山村を取り巻く経済的環境を総合的に整備充実することであり、國の山村あるいは林業対策の基本的構想を明らかに

する中で、入会問題をどう位置づけるかといふ点

次に、この法律案を提出する理由の中で、入会林野及び旧慣使用林野の開発が進展しないのは、権利関係の複雑さ、特に登記上の混乱にあつたと指摘しておられますけれども、政府は、今まで入会林野の近代化のために、具体的にどのような

施策を講じてこられたのか。また、その施策が具体的な成果をあげ得なかつた理由について、この

を作成するには、入会権者全員の同意を必要とす

ることになつておりますけれども、同じ入会権か

提出するに踏み切られた縦縛並びにその背景を、農林大臣から要領よく説明していただきたいと思ひます。

政府が今までとつてきただけでなく、山を取り巻く社会的経済的変化に

よつて自動的にその利用形態が変化していくといふ原則を離れて、いわゆる上からの政策として推し進めようとしたところに問題があつたのではないかと思います。現に、入会林の今日的利用形態を見てみると、いわゆる入会による古典的な共用は全体の二三%に減少し、集団的直轄利用

あるいは個人的分割利用等による林業的活用がふえ、國が直接手を加えなくとも、經濟的環境の変化に伴つて近代化していく傾向にあります。もし

これが直接受手を加えようすれば、近代化の

が何らかの形で手を加えようすれば、近代化の

がこれらを指導する場合、近代化の方向とは、農

村山民の経済的基盤の確立でなければならないと考えますけれども、總理の基本的指導理念をこの

不動産の登記あるいは税金等を排除することで足

りるのであって、それよりもむしろ先んじて國が考えなければならないことは、農山村を取り巻く経

済的環境を総合的に整備充実することであり、國の山村あるいは林業対策の基本的構想を明らかに

する中で、入会問題をどう位置づけるかといふ点

次に、この法律案によると、入会林の整備計画

は、今日部落費や部落の公共事業費を使用してい

るが、これが現状であり、このように入会林野から

がその整備の過程において、みずからの意思と違つたからといふので、入会権を主張する訴訟を提起した場合においては、この法律はどのように対処するのか、自治並びに法務両大臣の見解をお聞かせ願いたいと思ひます。

次に、入会林野等から得る収入の六一・九%は、今日部落費や部落の公共事業費を使用しているのが現状であり、このように入会林野から

の収入は、貧しい農山村地帯の公共事業費をまかなう重だらな財源となつておりますが、この法律によつて、個別の私権化あるいは協業化がされて、その収入が今後期待し得なくなつた場合、これら

の経費はどうのうにして調達されるのか、農山村地帯の財政状態から、他にこれを求めるることは困難で、公共事業等の推進に支障を来たし、ひいて

は農山村の開発をおくれさせ結果を招來すると思われるが、これに對してどのような対策を考えておられるのか、自治、大蔵両大臣から御見解を承りたいと思ひます。

また、この法律が施行されて、入会林が個人に分割されてしまふと、私権確定後、その権利を村のボスが安い価格で買ひ集めて、山全体を少数の

者が独占するような事態も考えられます。この点をあらかじめ考慮して、私権設定後の当該権利の他人への譲渡を、行政庁の認可事項にすべきであると考えるがどうか。さらに、最近の開発ブームに乗って、都市近郊の山林はきわめて貨幣的に重要視されていますが、この種のものについても、農林業用の利用外として、認可の段階でチエックできるように、あらかじめ措置しておく必要があると思いますし、また国では、地方公共団体の開発計画の対象とされている山林については認可をしないことを明記すべきであると考えますが、自治、法務両大臣の見解を承りたいと思います。

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

一
九四。

あると考えるがどうか。さらに、最近の開発ブームに乗って、都市近郊の山林はさわめて貨幣的に

である。地域的な住民にとりましても、たいへん
「間違ひ」、「誤解」、「誤り」、「誤り」、「誤り」
である。

する法律案の趣旨説明に対する森義視君の質疑の奨励と部落有林統一を行ない、また、公有林野官行造林事業をあわせて実施してまいりました。戦後におきましては、公有林野官行造林法を改正いたしまして、部落有林野を国の造林の対象といたしました。

うとする場合に、登記の特例あるいは租税の減免、経費の補助等各種の助成措置を講ずることによって、その円滑な実施を助長するといふことにいたしたいのですが、まして、御趣旨とのおりであるとも申し上げることができるかと思うのです。

は、農林業用の利用外として、認可の段階で、チエックできるようになります。あらかじめ措置しておいて、必要があると思いますし、また国では、地方公共団体の開発計画の対象とされている山林について、認可をしないことを明記すべきであると考えるが、自治、法務両大臣の見解を承りたいと思います。

な資本と、長期にわたる運営資金の調達ということが要求されてくると思いますが、この面に対する

る資金的準備についてどのような考慮を払つておられるのか、農林、大蔵両大臣から見解を承りました。

以上、私はそれぞれの関係大臣に所要の質問を行なつてまいりましたが、冒頭に申し述べましたとおり、この法律案は、政府にただすべき多くの問題点がありますので、他は委員会に譲ることいたしまして、質問を終わらしていただきます。

拍手

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

○國務大臣（坂田英一君）お答え申上げます。
まず、この近代化のためにどのような施策を講じてきたか、この法律案の提出に踏み切つたいきさつは、また背景はどういうことであつたかといふ御質問が一つであります。明治以来、戦前までにおける入会林野等に関する施策は、主として森林資源の培養等、市町村基本財産の確立を目的として、公有林野整備開発事業に伴う公有林野造林

次に御質問にありました、国としては近代化の障害となる登記や税金等の障害を排除すれば足りるのである、何よりも先に必要なのは農山村を取ら入会林野利用高度化への意欲を起こさせるようなことが大切ではないかという意味の御質問で、あつたように私は了解したのであります、農林業構造改善事業その他各種施策の実施に伴いまして、近代化に対する農山村民の意欲も現在高まつてきておりますし、この法案においても、農山村の側で自発的に計画を立てて近代化を行なお

それからなお、入会林野の権利関係の近代化は協業經營の推進等農林業の構造改善の前提となるものであると考えるが、そういうことを必要とするのではないかといふ意味の御質問であつたようになります。入会林野の権利関係の近代化を行なうにあたりましては、個別の権利の近代化をはかる必要がありますが、土地の具体的な利用の方向をいたしましては、なるべく生産森林組合による等協業化の方向を指導して、小さく細分されていくことを防いでいく所存でございます。

國
語

中華書局影印

次に御質問にありました、国としては近代化の障害となる登記や税金等の障害を排除すれば足りるのである、何よりも先に必要なのは農山村を取ら入会林野利用高度化への意欲を起こさせるようなことが大切ではないかという意味の御質問でなつたように私は了解したのであります、農林業構造改善事業その他各種施策の実施に伴いまして、近代化に対する農山村民の意欲も現在高まつてきておりますし、この法案においても、農山村の側で自発的に計画を立てて近代化を行なお

それからなお、入会林野の権利関係の近代化は協業經營の推進等農林業の構造改善の前提となるものであると考えるが、そういうことを必要とするのではないかといふ意味の御質問であつたようになります。入会林野の権利関係の近代化を行なうにあたりましては、個別の権利の近代化をはかる必要がありますが、土地の具体的な利用の方向をいたしましては、なるべく生産森林組合による等協業化の方向を指導して、小さく細分されていくことを防いでいく所存でございます。

た場合には、土地の集中が起こるおそれがあるから、近代化の規制を考えるべきではないかといふ点については、自治大臣からお答えがあるはずでありまするが、知事の認可の際、そのようなことのないように詳細な審査を行なうとともに、なるべく利用は協業経営の方向をとるように指導して、いたずらに土地の集中、分散が起こらないようにしてまいりたい所存でございます。(拍手)

〔國務大臣永山忠則君登壇〕

○國務大臣(永山忠則君) 旧慣使用権の場合には、これは所有権が市町村にござりますので、やはり市町村議会が優位に立つて、そうして旧慣使用権者の意見を聞くということになるのが適当であると考えるのでございます。この場合、訴訟にならざらどうかという問題でございますが、旧慣使用権が入会権かという事実認定の問題は、やはり訴訟の判決の結果を得なければならぬ場合があると思うでござります。この法案自体に対しては問題はないと考えておる次第でございます。

また、この旧慣使用林野等の収入で部落の公共事業をしたり、その他部落のいろいろの関係の仕事をしておる財源を失う場合はどうするかという問題についてでございますが、自治省といたしましては、公共事業の関係におきまして、財源を失った場合におきましては、市町村が責任を持つてその公共事業をやるよう十分指導をいたしました。やるべきであると考えるのでございます。

いろいろの団体の費用を出しておる場合はどうするかという問題については、各個人に、あるいは協業關係でそれが帰属いたしますから、したがいまして、その団体もしくは各個人は収入が増大をいたすのでございますので、それらの費用は各自が出して差し合わないものであると考えるのでございます。

ボスが支配して、ついにまた土地を合併するような結果にならないかということに対しましては、農林大臣が申しましたとおり、これは第二十一条におきまして、農林業上の利用を効率的に行なうようにつとめねばならぬという規定がござりますので、知事が認可する場合におきましては、できる限り協業化という線に指導していくものであると考えるのでございまして、この精神を生かして、さような結果にならないような行政的措置を十分いたすものであると確信をいたしておる次第でございます。

○政府委員(山本利壽君) ただいまの御質問の中において、農林業の関係だけへ協業化で持つていた場合には、公共事業といふものの中心を失うのではないかということを言わるのでございますが、これは現在の自治法を否定しておらぬのでござります。現在、町村長が農林漁業以外の公共事業にやりたいという場合におきましては、現在の自治法ではこれを公共事業に供することができる

能であるように考えます。もっとも、現実には、市町村議会の議決にあたりましても、また整備計画の認可にあたりましても、この法案の第二十条にも示してありますように、旧来の使用権を尊重するよう配慮されておるようと考えるものでござります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

今回の法律案は、前近代的な入会法律關係を近代的に直そう、こういう趣旨でございまして、部落住民に対しまして、その生活程度を引き下げるというようなことはございません。むしろ、これが改善向上に役立つ、かように考えております。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

大蔵大臣 福田 趟夫君

農林大臣 坂田 英一君

自治大臣 濑戸山三男君

國務大臣 永山 忠則君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

法務政務次官 山本 利壽君

自治省行政局長 佐久間 疊君

の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便振替金法の一部を改正する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算（通商産業省所管）に、機械類賦払信用保険特別会計への繰入に必要な経費として五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月十八日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、機械類の割賦販売に関する国営の信用保険制度により、中小企業の設備の近代化

および機械工業の振興に資することを目的として昭和三十六年に制定されたものである。

本改正案は、法律の有効期間が昭和四十一年六月三十日までとなつてゐるのを改め、本法を恒久法とし、これに伴つて法律の題名を「機械類賦払信用保険法」に改めるものである。

なお、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の設備の近代化および機械工業の振興に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附

施設の整備が立ち遅れることにより、交通事故が多発している現状にかんがみ、人命の尊重、国民の不安の解消という立場より、交通事故の防止を図らうとするもので、その大要は次

の通りである。

1 国家公安委員会及び建設大臣は、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる

道路を、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見をきいて、昭和四十一年度以降三箇年間において交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定するものとする。

昭和四十一年三月十八日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置

法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記について特段の考慮を払うべきである。

一 本法の運用にあたつては、機械工業振興の面とともに、中小企業の設備近代化促進をより一層重視するよう努めること。

二 本法の対象機種については、中小企業の近代化促進の見地から、これを拡大する方向で常時検討すること。

右決議する。

二 議案の可決理由

交通事故の多発している現状にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき、自由民主

党、日本社会党、民主党三党共同提案による附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算（総理府所管警察厅）都道府県警察費補助金中四億二千六百万円が、昭和四十一年度特別会計予算（道路整備特別会計）中、交通安全施設等整備事業費ならびに同費補助として、計六十五億五千四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月十八日

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法

法案(内閣提出)に関する報告書

政府は、本法の施行に当たり、左記について特段の考慮を払うべきである。

一 今後における道路整備事業の推進に当たつては、道路法等の基本法に基づき、交通安全施設等の整備に遺憾なきを期すること。

二 交通安全施設等整備事業三箇年計画の実施に当たつては、その一元的運営を図るとともに、地方財政窮乏の現状にかんがみ、これを圧迫せざるよう財政措置等について十分の考慮を払

い、交通安全対策の万全を期すること。

右決議する。

二 議案の可決理由

交通事故の多発している現状にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき、自由民主

党、日本社会党、民主党三党共同提案によ

る附帯決議を附することに決した。

